

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第754号)

平成21年12月11日

横 情 審 答 申 第 754 号

平 成 21 年 12 月 11 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮
問について（答申）

平成21年3月10日港北サ第5899号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「平成20年4月1日から平成20年11月25日までのケース記録、通院交通費のケー
ス診断会議録」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成20年4月1日から平成20年11月25日までのケース記録、通院交通費のケース診断会議録」の個人情報を非開示とした決定のうち、別表1に示す部分を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成20年4月1日から平成20年11月25日までのケース記録、通院交通費のケース診断会議録」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年12月9日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第7号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報は、異議申立人（以下「申立人」という。）の生活保護の実施に関して作成された生活保護ケースファイルのうち、ケース記録、病状調査記録票（外来用）（以下「病状調査記録票」という。）及びケース診断会議録である。ケース記録には、生活保護開始後における所内面接記録及び訪問記録、保護の決定・変更に係わる記録、関係機関への調査・回答のほか、担当ケースワーカーの所見、主治医の所見、被保護者に対する指導指示や世帯に対する援助及び指導方針等が記録されている。病状調査記録票は、ケース記録用紙の一類型であり、病状調査時に担当ケースワーカーが主治医の所見などを該当項目の欄に記載している。ケース診断会議録は、生活保護の決定実施や援助及び指導方針等の決定のために所内会議を行った際の会議録である。
- (2) 本件個人情報については、申立人から直接聴取した事項、訪問及び面接記録、関係機関から得た専門職等の情報、担当職員等による評価・判定又は指導助言の内容等の情報が一体となって記録されており、(1)に示す文書全体が申立人に係る評価、診断、判定、指導等に関する個人情報である。その内容が申立人の認識と異なる場

合、これを開示することにより、実施機関と申立人との信頼関係が損なわれ適正な指導が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

- (3) また、当該文書には、担当ケースワーカーが主治医に聞き取り調査をした病名・病状・治療見込みなど関係機関から得られた個人情報が一体となったものとして記載されており、関係機関等から信頼関係を基に第三者には開示しないことを前提に提供されたこのような個人情報を開示すれば、今後、保護の実施に必要な個人情報を得るのに関係機関の協力が得られなくなるおそれが生じること、またこのようにして得た個人情報の内容と申立人の認識の間に差異が生ずれば、関係機関、関係人等との信頼関係及び申立人との信頼関係も損ない生活保護事務の一環である申立人の相談や支援等を行う上で支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。
- (4) ケース記録の対応記録には、申立人本人から直接聴取した事項であっても聴取したすべてを記載することはなく担当職員が必要と考えた内容を記載しており、その時点で担当職員の主観が入ったものとなっている。特に訪問記録などは、要保護者の生活状況のうち訪問目的に沿った内容を記載している。したがって、これを開示すると記載した内容を抽出した理由等について憶測をよび、実施機関と申立人との信頼関係が損なわれ、適正な援助が困難になる。
- (5) 病状調査で得られる情報のうち、特に受診態度などは今後の援助方針を検討する際の重要な判断材料の一つとなる。病状調査の内容が要保護者には直接伝わらないことを前提としているからこそ得られる情報があるのであり、その前提が変わるとなると調査時に定型的な内容の回答しか得られなくなり、生活保護事務の決定・実施に支障が生じるだけでなく、結果的に申立人の自立に不利益になることもある。
- (6) 援助方針については、国の実施要領にあるとおり要保護者に伝えるようにしているが、その際には分かりやすく誤解のない表現で伝えている。ケース記録に記載された援助方針は、専門的・客観的に要約されており表現が事務的であるため、開示することにより不要な誤解を生じる結果となる。
- (7) 申立人が通院交通費の不支給決定に不服があってその理由を知りたいということから考えると、病状調査先に対する不服も予想され、今後の医療機関との信頼関係を著しく損なう可能性が高いといえる。また、ケース記録には申立人が否認する可能性がある事項について率直に記録しており、結果としてそれが申立人本人への援

助に重要な役割を持っている。ケース記録が開示されると担当職員による率直な記録が行われなくなり、本市で行われている専門職による高い支援機能が失われてしまうおそれがある。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取り消しを求める。
- (2) 実施機関と申立人との信頼関係について、申立人が通院交通費不支給処分に対して審査請求等を行っていることから明らかなように、生活保護事務における実施機関と申立人との信頼関係は既に損なわれている。したがって、今後、申立人との信頼関係が損なわれることを危くすることは非開示理由とはならない。ケース診断会議で申立人の特異な病状等をよく踏まえた議論がなされていることが明らかになれば、信頼関係を修復することは可能であり、それでも非開示とすることは、申立人の事情を踏まえていない議論が行われている疑いを禁じ得ない。むしろ開示することによって、条例第1条にある「市政の適正かつ公正な運営を図る」ことを期すべきである。
- (3) 本件個人情報には関係機関等から第三者には開示しないことを前提に提供されていると主張するが、本件個人情報は、申立人自身の高度なプライバシー情報である。そうだとすれば申立人はこのような情報の「当事者」といえ、「第三者」と見るべきではなく、「当事者」には開示されてしかるべき文書である。仮にこのような非開示理由が是認されるとすれば、行政機関は自己に都合のよい情報や恣意的に脚色した内容の情報を容易に収集・隠ぺいすることが可能となり、およそ情報開示制度の趣旨に沿わない。
- (4) 本件個人情報の内容と申立人の認識の間に差異が生ずれば、関係機関、関係人等との信頼関係及び申立人との信頼関係も損なわれるという理由については、前述したとおり、そもそも「当事者」である申立人には開示すべきであるし、開示した情報が正当なものであれば、関係機関等との信頼関係を損なうことはない。
- (5) 対応記録について、記載した内容を抽出した理由等について憶測をよぶのであれば、詳細な説明をすればよい。記載について相当の理由があれば実施機関と申立人との信頼関係は修復し、深まるし、相当な理由がないのであれば信頼関係が悪化するのとは当然であり、その場合には実施機関に責任があるものである。

- (6) 援助方針については、なぜ、表現が事務的であると不要な誤解を生じるのか不明である。
- (7) なぜ、ケース記録が開示されると担当職員による率直な記録が行われなくなるのか明らかでない。率直な記録が必要不可欠なのであれば、基本的に担当職員は率直な記録をすべきであり、その内容を実施機関と申立人が共有し、真に実効的な相談や協議を得ることによって、相互の信頼関係を構築すべきである。
- (8) 条例においては個人情報をも本人に開示することが原則であり、非開示はあくまでも例外である。また、本件個人情報を開示することによって、申立人は、通院交通費不支給処分に対する不服申立てにおいて例外的給付を受けることができる旨を正確に主張することができ、ひいては申立人の生活保護を受ける権利（日本国憲法第25条、生活保護法（昭和25年法律第144号）第1条）の保護を図ることができる。本件非開示理由のように、具体的事情に踏み込まずに非常にあいまいな理由によって非開示とすることは、条例第1条の「個人の権利利益の保護」という目的に著しく反する。さらに、本件請求は生活保護を実施する上で、通院交通費却下処分に都合がよい病状等だけを抜き出して、資料を作成していないかどうかを確認するために行ったものでもあり、開示しなければ、このような不適切な行為が行われているかどうかを明らかにすることはできない。これでは条例第1条にある「市政の適正かつ公正な運営を図る」という目的を達成できない。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

横浜市の生活保護事務においては、福祉保健センター長は、生活保護申請を受理すると、生活保護法施行細則（昭和31年10月横浜市規則第79号）に基づき、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて生活保護ケースファイルを作成している。生活保護事務を進める中では、その給付内容の一つである医療扶助の適正な実施や要保護者の疾病改善に向けての指導援助、さらには傷病を理由とした要保護者の稼働能力の確認を目的として、担当ケースワーカーが当該要保護者の主治医から直接聞き取りを行う病状調査が行われることがある。また、生活保護の決定実施に当たり、特に複雑かつ困難な問題を有するケースについての援助方針又は援助方針に基づく具体的な措置内容等について審査検討する場合には、センター内の会議としてケース診断会議が開催されている。

本件個人情報は、申立人に対して生活保護を実施する上で作成された文書のうち

平成20年4月1日から同年11月25日までに係る部分であり、ケース記録票、病状調査記録票及びケース診断会議録に分かれている。このうち、ケース記録票は、生活保護事務に必要な事項を時系列に記録したものであり、保護開始後の訪問及び所内面接の記録、保護の決定・変更に係わる記録、担当ケースワーカーの所見、要保護者に対する指導指示や援助及び指導方針等が記録されている。病状調査記録票は、ケース記録票に記載された病状調査について詳細な内容を記録するものであり、担当ケースワーカーが主治医から聞き取った内容として病名、治療内容、通院頻度、就労の可否等に関する所見等が記録されている。ケース診断会議録は、ケース診断会議の内容をまとめた会議録であり、要保護者に係る情報のほかに援助経過、問題点、会議での意見等が記録されている。

(2) 生活保護ケースファイルの本人開示請求に関する判断について

ア 生活保護ケースファイルの本人開示請求に関する当審査会の答申としては、答申第213号（平成14年7月18日）、第317号（平成16年8月17日）などがある。当時の条例第17条第2号では、実施機関が保有個人情報を開示しないことができるときとして「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」と規定していた。前記答申では、ケース記録票の全部並びにケース診断会議録のうち訪問格付の結果及び担当ケースワーカーや関係職員等による要保護者の評価・判定・指導方針等の情報が記録された部分については、これを開示すると、実施機関と本人開示請求者との信頼関係が損なわれ、適正な指導が困難になるなど、本人開示請求者に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあることから、条例第17条第2号（平成17年全部改正前のもの。）に該当し、非開示が妥当であると判断している。

イ しかし、その後、平成17年3月31日付で「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年厚生省社会局保護課長通知）が改正され、保護台帳等の閲覧の申出については、それが各地方公共団体の個人情報保護条例に基づいて要保護者からの本人開示請求により請求された場合には、当該条例の定めるところにより適切に対応するとされ、また、平成17年の本市条例の全部改正の際に、本人開示請求に係る非開示条項が全面的に見直されている。これらの経緯を踏まえ、当審査会では、前記答申の判断にかかわらず現行条例における本件個人情報の非開示条項の該当性について改めて判断することとした。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報全体が申立人に係る評価、診断等に関する情報であり、その内容が申立人の認識と異なる場合には、これを開示すると実施機関と申立人との信頼関係が損なわれ、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると主張している。また、本件個人情報には関係機関から得た情報が含まれており、これを開示すると、今後関係機関の協力が得られなくなるおそれが生じるとともに、その内容と申立人の認識が異なると、実施機関と関係機関等及び申立人との信頼関係が損なわれ生活保護事務の適正な執行に支障を生じるおそれがあるとも主張し、本号に該当するとしているため、以下検討する。

ウ 本件個人情報の分類

実施機関は、本件個人情報の全体が評価、診断等に関する情報であるとして、その全部を非開示としているが、当審査会で本件個人情報である3件の行政文書を見分したところ、その内容は別表2に示すとおり次の5種類に分類できると認められた。

訪問及び所内面接等の日付並びに保護の決定・変更に係る記録その他の客観的事実（病状調査先の医療機関名及び医師の氏名を除く）

申立人との対応内容

医療機関その他関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容

申立人に対する評価・判定・所見及びそれに関する協議内容

申立人に対する指導・援助方針

したがって、当審査会としては から までの各情報を開示することにより、実施機関が主張する支障が生じるおそれがあるか否かについて検討していくことが必要と判断した。そこで、イの実施機関の主張について、各情報を開示することによって生活保護事務の適正な執行にどのような支障が生じるのかを確認するため、平成21年6月22日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件個人情報のうち の客観的事実については、保護の決定・変更に係る記

録と生活保護を実施する上での指導・援助に係る記録に分けられ、原則としては、要保護者本人に開示したとしても、生活保護事務の適正な執行に大きな支障は生じないと考えている。ただし、指導・援助に係る記録のうち、病状調査については、要保護者に調査実施について伝えずに行うこともあることから、調査の実施日や相手方の医師の氏名など病状調査の実施に係る情報については、これを開示すると、当該医師に対して申立人が詰問することなどが想定され、今後の病状調査における医師からの回答が機械的、定型的なものとなることによって生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

- (イ) 本件個人情報のうち から までについては、要保護者本人に開示することによる生活保護事務への支障が特に大きいと考えている。生活保護制度には要保護者の自立を支援していく側面があり、その実現のために戦略的に要保護者への指導・援助を行っていることから、指導・援助に係る記録については、その内容を本人に必ずしも全て伝えているものではない。したがって、これらの情報を要保護者本人に開示すると、本人の自立支援のための効果的な取り組みが難しくなるとともに、疾病を理由とする要保護者については本人の病状の改善に悪影響を与えるなど、今後の生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。
- (ロ) 本件個人情報のうち の対応記録については、対応の際の要保護者とのやり取りの全てではなく、担当ケースワーカーが今後の生活保護事務における重要性を勘案して抽出し、又は要約した内容が記録されている。したがって、これを要保護者本人に開示すると、抽出や要約の内容から様々な憶測を呼び要保護者との信頼関係が損なわれ、また、担当ケースワーカーがそのような事態をおそれて記載を控えるようになり、今後の指導・援助が困難となるおそれがある。
- (ハ) 本件個人情報のうち の指導・援助方針については、要保護者本人に必ずしも全ての内容を伝えているものではなく、また、伝えている場合でもケース記録票等には専門用語を用いて端的に記載しているが、本人には指導・援助を円滑に進める上で適切な表現で伝えるようにしており、これを開示すると、申立人の認識との差異があった場合に申立人との信頼関係が損なわれ、生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。また、本件個人情報では、既に本人に伝えている内容だけが記載されているが、一般的には要保護者に伝えていない今後の指導・援助方針が記録されることもあり、その場合にはなおさら

要保護者本人への開示はできない。

(オ) 本市では、ケースワーカーを専門職として採用していることから、ケース記録は他都市と比較してより詳細に記載している。

エ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 訪問及び所内面接等の日付並びに保護の決定・変更に係る記録その他の客観的事実（病状調査先の医療機関名及び医師の氏名を除く）

これらの情報は客観的に明らかな事実であり、記述の中に作成した担当ケースワーカーの評価や認識が入り込む余地のない情報であるため、申立人の認識と異なるとは考えられない。実施機関は、病状調査を要保護者に調査実施について伝えずに行うこともあることから調査の実施日や相手方の医師の氏名など病状調査の実施に係る情報については、これを開示すると、当該医師に対して申立人が詰問することなどが想定され、今後の病状調査における医師からの回答が機械的、定型的なものとなると主張する。しかし、仮に病状調査の実施について要保護者に伝えずに実施したとしても、要保護者が医療機関の診察を受けている場合に福祉事務所の職員が当該医療機関に調査を行うことは生活保護事務において通常行われていることであるから、これらの情報のうち病状調査の実施日及び調査方法に係る情報を開示しただけでは今後の病状調査における医師からの回答が機械的、定型的なものになるとは認められない。ただし、病状調査先の医療機関名及び医師の氏名については、その内容が の医療機関その他関係機関から得られた情報と密接な関連を有しているため の情報に含まれることとし、後述する(ウ)において判断することとする。したがって、 の情報は、これを申立人に開示しても、申立人との信頼関係が損なわれたり、今後の病状調査における医師からの回答が機械的になったりすることで生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

(イ) 申立人との対応内容

これらの情報は申立人との対応内容を記録したものであり、外形上は客観的事実であるともいえるが、その記載内容には作成した担当ケースワーカーの評価や認識が反映されていると考えられる。したがって、これを申立人に開示すると申立人の認識と異なっていた場合、現実問題として申立人がこれを受容することは期待しがたく、結果として実施機関と申立人との信頼関係が損なわれ、

今後の適正な指導・援助が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当する。

(ウ) 医療機関その他関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容

これらの情報は、実施機関の相手方として医療機関に係る情報とその他の関係機関に係る情報とに分けられる。まず、医療機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容については、実施機関が生活保護事務を的確に行うため医療機関の任意の協力を得て収集した情報である。このような情報を要保護者である申立人に開示すると、実施機関と医療機関との信頼関係が損なわれ、今後、当該医療機関が要保護者に関する率直な意見の提供を控えることも十分に想定されることから、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当する。次に、その他の関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容については、実施機関が生活保護事務を進めるに当たり必要に応じて関係機関と調整した経過の記録であって、関係機関としては実施機関との調整内容及び実施機関に提供した情報が要保護者である申立人に開示されるとは想定していないと考えられる。このような情報を開示すると、今後、関係機関の協力が得られなくなるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当する。

(イ) 申立人に対する評価・判定・所見及びそれに関する協議内容

これらの情報は、実施機関が生活保護事務を進めるに当たり、担当ケースワーカーその他の福祉保健センター職員の申立人に関する率直な評価、判定、所見等をありのままに記載したものである。これを申立人に開示すると申立人の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当する。

(オ) 申立人に対する指導・援助方針

これらの情報は、要保護者が生活保護を受ける中でこれまで担当ケースワーカー等から指導や説明がされ要保護者にとって既知である、又は、担当ケースワーカー等の言動等から容易に推測することができると考えられる。実施機関は、ケース記録等に記載された表現と要保護者に伝えるときの表現の違いを主張するが、そのような差異があるとしても、これらの情報は実施機関が組織と

して決定した方針であり、生活保護行政を進めるに当たって要保護者に説明をすべき内容であると考えられるから、要保護者に開示したとしても直ちに要保護者との信頼関係が損なわれるとは認められない。また、実施機関は、一般的には要保護者に伝えていない今後の指導・援助方針が記録されることもあるとも主張するが、本件個人情報については、そのような情報は記録されていない。したがって、本件個人情報の に係る情報を申立人に開示したとしても申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件個人情報のうち、別表 1 に示した部分を条例第 22 条第 7 号に該当するとして非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

(審査会)

委員 三辺夏雄、委員 藤原静雄、委員 金子正史、委員 青木孝、委員 池田陽子、
委員 勝山勝弘、委員 高見沢 実、委員 橋本宏子、委員 早坂禧子

別表 1 実施機関が個人情報非開示とした情報のうち、当審査会が条例第22条第7号に該当し、開示しないことができると判断した部分

文書名		該当箇所
ケース記録	2 頁目	5 行目のすべて、22行目のすべて及び27行目から30行目までのすべて
	3 頁目	1 行目から 8 行目までのすべて、15行目から21行目までのすべて、27行目のすべて、28行目のすべて及び30行目のすべて
	4 頁目	23行目から28行目までのすべて
	5 頁目	1 行目から 4 行目までのすべて、6 行目のすべて、7 行目のすべて及び9 行目から11行目までのすべて
	6 頁目	7 行目から 9 行目までのすべて、12行目から15行目までのすべて及び19行目から23行目までのすべて
	7 頁目	8 行目から11行目までのすべて、16行目のすべて、17行目のすべて及び24行目の1文字目から13文字目まで
	8 頁目	5 行目から12行目までのすべて及び27行目から30行目までのすべて
	9 頁目	1 行目から 8 行目までのすべて
	10頁目	4 行目から 6 行目までのすべて及び23行目から28行目までのすべて
	11頁目	1 行目から13行目までのすべて（印影を除く）
	12頁目	23行目から26行目までのすべて
	13頁目	20行目から25行目までのすべて
	14頁目	3 行目から23行目までのすべて
	15頁目	1 行目のすべて、4 行目のすべて、20行目から25行目までのすべて及び28行目から30行目までのすべて
	16頁目	6 行目のすべて、11行目から17行目までのすべて、20行目のすべて、21行目のすべて、23行目のすべて、24行目のすべて、26行目のすべて及び27行目のすべて
	17頁目	1 行目のすべて、2 行目のすべて、9 行目から15行目までのすべて、17行目のすべて、18行目のすべて及び20行目から22行目までのすべて
	18頁目	1 行目のすべて、2 行目のすべて、13行目から17行目までのすべて及び21行目から30行目までのすべて
	19頁目	6 行目の8文字目から12文字目まで、7 行目の1文字目から4文字目まで、19行目の8文字目から21文字目まで及び20行目の1文字目から5文字目まで
	20頁目	26行目から29行目までのすべて
	21頁目	5 行目から 8 行目までのすべて及び13行目から18行目までのすべて
	22頁目	9 行目の9文字目から17文字目まで及び23行目のすべて
	23頁目	2 行目から 4 行目までのすべて、6 行目から11行目までのすべて及び13行目から17行目までのすべて

	25頁目	1行目から3行目までのすべて、7行目から15行目までのすべて、17行目から24行目までのすべて及び26行目から28行目までのすべて
	26頁目	6行目の9文字目から18文字目まで、13行目から15行目までのすべて及び23行目から25行目までのすべて（印影を除く）
	27頁目	25行目から27行目までのすべて及び29行目のすべて
	29頁目	2行目の9文字目から22文字目まで、12行目のすべて、13行目のすべて、28行目のすべて及び29行目のすべて
	30頁目	9行目から19行目までのすべて及び21行目から28行目までのすべて
	31頁目	6行目の1文字目から7文字目まで
	32頁目	6行目のすべて、7行目のすべて及び9行目から12行目までのすべて
病状調査記録票（外来用）		<p>次の各欄のうち項目名を除く部分</p> <p>「調査先」欄、「1 病名」欄、「2 現在の病状、治療内容、今後の治療見込」欄、「3 通院頻度」欄、「4 療養態度」欄、「5 就労（指導）の可否・程度（制限の内容、可能職種、労働時間など）」欄、「6 他法活用の可否（精神32条、障害者手帳、障害年金など）」欄、「7 その他療養上の留意点」欄及び裏面の自由記載欄</p> <p>平成20年10月30日実施分については、付せんに記載された情報を含む。</p>
ケース診断会議録		<p>次の各欄のうち項目名を除く部分</p> <p>「ケース格付」欄、「ケースの概要・資産の概要」欄、「問題点」欄、「（参考）主治医嘱託医の意見」欄、「会議での意見」欄及び「実施要領上の根拠」欄</p>

（注意）

- 1 ケース記録は、平成20年4月1日の記録がある頁を1頁目とする。
- 2 各文書の様式の枠組みは開示するものとする。
- 3 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

別表2 本件個人情報の分類

文書名		該当箇所
訪問及び所内面接等の日付並びに保護の決定・変更に係る記録その他の客観的事実 (病状調査先の医療機関名及び医師の氏名を除く)		
ケース記録	共 通	職員の印影
	1 頁目	1 行目のすべて、2 行目のすべて、5 行目から14 行目までのすべて、16 行目のすべて及び18 行目のすべて
	2 頁目	14 行目のすべて及び19 行目から21 行目までのすべて
	3 頁目	13 行目のすべて、14 行目のすべて、26 行目のすべて及び29 行目のすべて
	4 頁目	4 行目のすべて、5 行目のすべて、9 行目から12 行目までのすべて及び17 行目から22 行目までのすべて
	5 頁目	12 行目から14 行目までのすべて及び19 行目から21 行目までのすべて
	6 頁目	3 行目から 5 行目までのすべて、27 行目のすべて及び28 行目のすべて
	7 頁目	1 行目のすべて、2 行目のすべて、6 行目のすべて、7 行目のすべて、13 行目のすべて、20 行目のすべて、21 行目のすべて、23 行目のすべて、24 行目の 1 文字目から13 文字目までを除く部分及び26 行目から30 行目までのすべて
	8 頁目	16 行目から18 行目までのすべて、22 行目のすべて及び23 行目のすべて
	9 頁目	13 行目のすべて、14 行目のすべて、19 行目のすべて、20 行目のすべて、24 行目のすべて及び25 行目のすべて
	10 頁目	3 行目のすべて、10 行目のすべて、11 行目のすべて、14 行目のすべて、15 行目のすべて、21 行目のすべて及び22 行目のすべて
	11 頁目	20 行目から22 行目までのすべて及び25 行目から28 行目までのすべて
	12 頁目	1 行目から 7 行目までのすべて、11 行目から16 行目までのすべて及び18 行目のすべて
	13 頁目	1 行目のすべて、2 行目のすべて、11 行目から13 行目までのすべて及び16 行目から18 行目までのすべて
	14 頁目	1 行目のすべて、2 行目のすべて及び26 行目から30 行目までのすべて
	15 頁目	3 行目のすべて、9 行目のすべて、10 行目のすべて、15 行目のすべて、16 行目のすべて及び19 行目のすべて
	16 頁目	5 行目のすべて及び10 行目のすべて
	17 頁目	7 行目のすべて、8 行目のすべて及び27 行目から30 行目までのすべて
18 頁目	6 行目から 8 行目までのすべて	

	19頁目	5行目のすべて、6行目の8文字目から12文字目までを除く部分、7行目の1文字目から4文字目までを除く部分、12行目のすべて、13行目のすべて、18行目のすべて、19行目の1文字目から7文字目まで及び20行目の1文字目から5文字目までを除く部分
	20頁目	5行目のすべて、6行目のすべて、11行目のすべて、16行目のすべて、17行目のすべて、19行目のすべて、20行目のすべて及び25行目のすべて
	21頁目	4行目のすべて、11行目のすべて、12行目のすべて、21行目のすべて25行目のすべて及び28行目から30行目までのすべて
	22頁目	1行目のすべて、2行目のすべて、8行目のすべて、9行目の9文字目から17文字目までを除く部分、11行目のすべて、12行目のすべて、16行目のすべて、18行目のすべて、20行目から22行目までのすべて及び27行目のすべて
	23頁目	1行目のすべて及び21行目から26行目までのすべて
	24頁目	5行目のすべて、14行目のすべて、19行目のすべて、20行目のすべて及び24行目から28行目までのすべて
	25頁目	5行目のすべて及び6行目のすべて
	26頁目	2行目のすべて、3行目のすべて、5行目のすべて、6行目の9文字目から18文字目までを除く部分、7行目のすべて、9行目から11行目までのすべて、19行目のすべて、26行目のすべて、27行目のすべて、29行目のすべて及び30行目のすべて
	27頁目	7行目から10行目までのすべて、14行目のすべて、15行目のすべて、19行目のすべて、20行目のすべて、22行目のすべて及び24行目のすべて
	28頁目	1行目のすべて、5行目から7行目までのすべて、12行目から14行目までのすべて及び21行目のすべて
	29頁目	1行目のすべて、2行目の1文字目から8文字目まで、3行目のすべて、4行目のすべて、8行目から10行目までのすべて、16行目から18行目までのすべて、24行目のすべて及び27行目のすべて
	30頁目	5行目から7行目までのすべて
	31頁目	5行目のすべて、6行目の1文字目から7文字目までを除く部分、7行目のすべて、11行目のすべて、12行目のすべて、16行目のすべて、22行目から24行目までのすべて及び30行目のすべて
	32頁目	4行目のすべて、5行目のすべて、18行目のすべて及び19行目のすべて
病状調査記録票（外来用）		次の各欄に記載された情報 「職員の印影」欄、「調査対象者氏名」欄、「調査年月日」欄及び「調査方法」欄

ケース診断会議録	次の各欄に記載された情報 「実施年月日」欄、「会議場所」欄、「出席者」欄、「ケースNo」欄、「世帯類型」欄、「担当者」欄、「開始年月日」欄、「開始理由」欄、「住居の状況」欄、「最低生活費」欄、「収入充当額」欄、「扶助額」欄、「氏名」欄、「続柄」欄、「年齢」欄、「身体の状況」欄、「職業」欄、「備考」欄及び「職員の印影」欄	
申立人との対応内容		
ケース記録	2 頁目	22行目のすべて
	3 頁目	15行目から21行目までのすべて、27行目のすべて、28行目のすべて及び30行目のすべて
	4 頁目	23行目から28行目までのすべて
	5 頁目	1 行目から 4 行目までのすべて、6 行目のすべて及び 7 行目のすべて
	6 頁目	7 行目から 9 行目までのすべて
	7 頁目	8 行目から11行目までのすべて
	10頁目	4 行目から 6 行目までのすべて及び23行目から28行目までのすべて
	11頁目	1 行目から13行目までのすべて（印影を除く）
	13頁目	20行目から25行目までのすべて
	14頁目	3 行目から23行目までのすべて
	15頁目	1 行目のすべて、4 行目のすべて及び20行目から25行目までのすべて
	16頁目	6 行目のすべて及び11行目から17行目までのすべて
	17頁目	9 行目から15行目までのすべて、17行目のすべて、18行目のすべて及び20行目から22行目までのすべて
	18頁目	1 行目のすべて及び 2 行目のすべて
	20頁目	26行目から29行目までのすべて
	21頁目	5 行目から 8 行目までのすべて及び13行目から18行目までのすべて
	22頁目	23行目のすべて
	23頁目	2 行目から 4 行目までのすべて、6 行目から11行目までのすべて及び13行目から17行目までのすべて
	25頁目	7 行目から15行目までのすべて、17行目から24行目までのすべて及び26行目から28行目までのすべて
	26頁目	13行目から15行目までのすべて
27頁目	25行目から27行目までのすべて及び29行目のすべて	
29頁目	28行目のすべて及び29行目のすべて	
30頁目	9 行目から19行目までのすべて及び21行目から28行目までのすべて	
32頁目	6 行目のすべて、7 行目のすべて及び 9 行目から12行目までのすべて	

医療機関その他関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容		
ケース記録	2 頁目	27行目から30行目までのすべて
	3 頁目	1 行目から 3 行目までのすべて、7 行目のすべて及び 8 行目のすべて
	5 頁目	9 行目から11行目までのすべて
	6 頁目	12行目から15行目までのすべて及び19行目から23行目までのすべて
	7 頁目	16行目のすべて、17行目のすべて及び24行目の 1 文字目から13文字目まで
	8 頁目	5 行目から12行目までのすべて
	12頁目	23行目から26行目までのすべて
	16頁目	20行目のすべて、21行目のすべて、23行目のすべて、24 行目のすべて、26行目のすべて及び27行目のすべて
	17頁目	1 行目のすべて及び 2 行目のすべて
	18頁目	13行目から17行目までのすべて及び21行目から30行目までのすべて
	19頁目	6 行目の 8 文字目から12文字目まで、7 行目の 1 文字目から 4 文字目まで、19行目の 8 文字目から21文字目まで及び20行目の 1 文字目から 5 文字目まで
	22頁目	9 行目の 9 文字目から17文字目まで
	25頁目	1 行目から 3 行目までのすべて
	26頁目	6 行目の 9 文字目から18文字目まで及び23行目から25行目までのすべて（印影を除く）
29頁目	2 行目の 9 文字目から22文字目まで	
31頁目	6 行目の 1 文字目から 7 文字目まで	
病状調査記録票（外来用）	<p>次の各欄に記載された情報 「調査先」欄、「1 病名」欄、「2 現在の病状、治療内容、今後の治療見込」欄、「3 通院頻度」欄、「4 療養態度」欄、「5 就労（指導）の可否・程度（制限の内容、可能職種、労働時間など）」欄、「6 他法活用の可否（精神32条、障害者手帳、障害年金など）」欄、「7 その他療養上の留意点」欄及び裏面の自由記載欄 平成20年10月30日実施分については、付せんに記載された情報を含む。</p>	
申立人に対する評価・判定・所見及びそれに関する協議内容		
ケース記録	2 頁目	5 行目のすべて
	3 頁目	4 行目から 6 行目までのすべて
	8 頁目	27行目から30行目までのすべて
	9 頁目	1 行目から 8 行目までのすべて
	15頁目	28行目から30行目までのすべて
	29頁目	12行目のすべて及び13行目のすべて

ケース診断会議録	次の各欄に記載された情報 「ケース格付」欄、「ケースの概要・資産の概要」欄、 「問題点」欄、「（参考）主治医嘱託医の意見」欄、「会 議での意見」欄及び「実施要領上の根拠」欄	
申立人に対する指導・援助方針		
ケース記録	1 頁目	20行目から25行目までのすべて及び27行目から30行目ま でのすべて
	2 頁目	1 行目のすべて及び3 行目のすべて
病状調査記録票（外来用）	「 処遇方針変更」欄に記載された情報	
ケース診断会議録	次の各欄に記載された情報 「処遇経過（従来処遇方針・指導経過）」欄及び「結 論（今後処遇方針及び具体的措置内容）」欄	

（注意）

- 1 ケース記録は、平成20年4月1日の記録がある頁を1頁目とする。
- 2 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年3月10日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成21年3月13日 (第144回第二部会) 平成21年3月26日 (第142回第一部会)	・諮問の報告
平成21年3月27日 (第145回第二部会)	・審議
平成21年4月3日 (第77回第三部会)	・諮問の報告
平成21年4月15日 (第146回第二部会)	・審議
平成21年4月22日 (第147回第二部会)	・審議
平成21年5月13日 (第148回第二部会)	・審議
平成21年5月20日 (第149回第二部会)	・審議
平成21年6月10日 (第150回第二部会)	・審議
平成21年6月22日 (第151回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成21年7月8日 (第152回第二部会)	・審議
平成21年7月13日	・実施機関から非開示理由説明書(追加)を受理
平成21年7月15日 (第153回第二部会)	・審議
平成21年8月14日	・異議申立人から意見書を受理
平成21年8月24日 (第154回第二部会)	・審議
平成21年11月2日 (第299回審査会)	・審議